

# 徳島市 避難行動要支援者 支援事業（ご案内）

～ 誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して～

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成30年7月豪雨及び令和元年東日本台風などの大規模災害では、多くの高齢者や障害者が犠牲となりました。

この教訓を踏まえ、国において、平成25年6月及び令和3年5月に、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者などへ適切な避難支援がなされるよう災害対策基本法が改正されました。

徳島市では、災害時に、要支援者に対し、それぞれの地域において、迅速かつ安全に避難支援が行えるよう、平常時から避難支援者や避難方法などを決めておく「個別避難計画」の作成を進めています。

令和7年10月版

# 1 事業の流れ

## ○ 名簿の作成

徳島市が保有する住民・福祉情報等から避難行動要支援者を抽出し、名簿を作成。

市で実施

## ○ 協定の締結

要支援者の氏名や住所、身体の状況などの情報を、平常時から地域の避難支援等関係者へ提供するため、各地区と市で協定を締結。

## ○ 名簿の提供

協定を締結した地区の要支援者の名簿を提供。

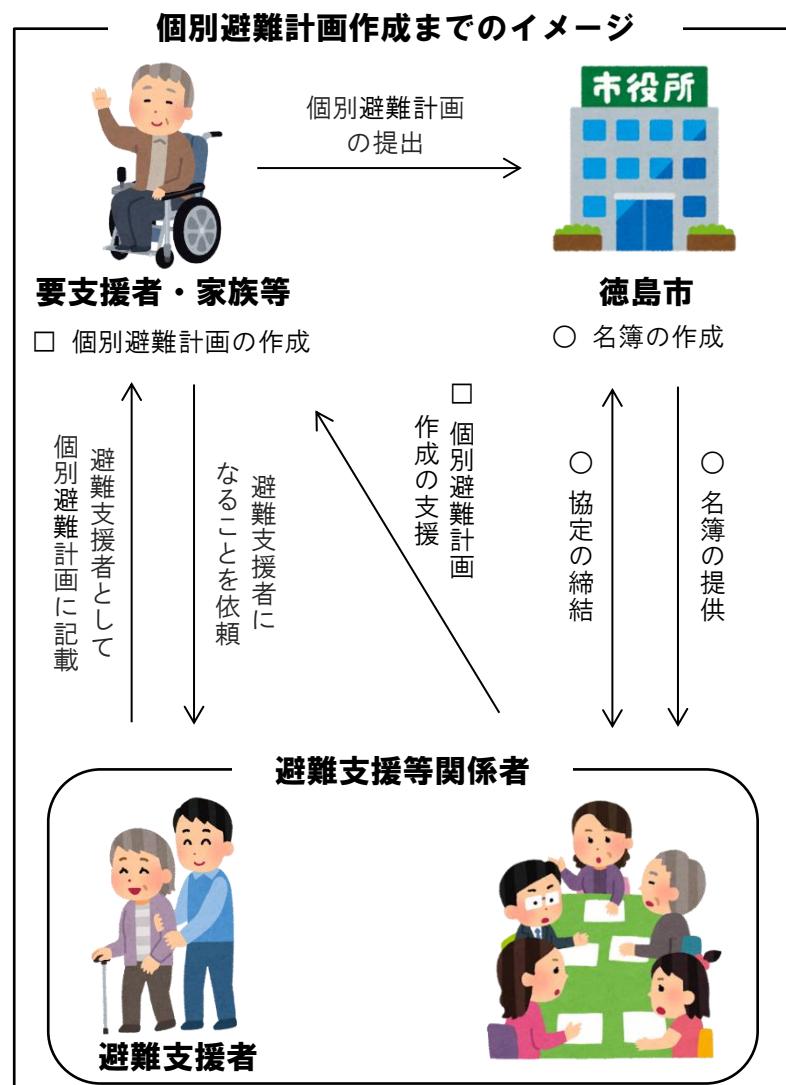
要支援者  
(地域  
・  
市  
が  
支  
援)  
で  
実  
施

## □ 個別避難計画作成の支援

提供された名簿を基に、避難支援等関係者が、要支援者宅を訪問するなどし、個別避難計画の作成を支援。

## □ 個別避難計画の作成

要支援者・家族等は、避難支援等関係者の支援を受けながら、個別避難計画を作成。



## 個別避難計画作成後

- 作成した個別避難計画は、要支援者や避難支援等関係者、徳島市で共有し、災害時に備えます。
- 個別避難計画の内容に変更があった場合は、計画の更新が必要です。

※ 個別避難計画の作成により、災害時の支援が保証されるものではありません。

## 個別避難計画

要支援者一人ひとりについて、本人の身体の状況や災害発生時の避難支援者、避難支援を受けるときに配慮してほしいことなどを平常時から定めておき、災害発生時に円滑な避難を行うための計画です。

## 2 ことばの説明

### 避難行動要支援者(要支援者)

災害発生時に、必要な情報を把握することや、自力で避難することができないなど、避難行動に支援が必要な方です。

徳島市では、自宅などに在宅で、次の①～⑤に該当する方を対象としています。

※ 施設入所者は対象外です。

- ① 介護保険における要介護3～5の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳総合等級1級、2級をお持ちの方
- ③ 知的障害者で療育手帳Aをお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ⑤ その他、難病患者などで、災害時の避難に支援が必要な方

### 避難支援等実施者(避難支援者)

災害発生時に、情報伝達や避難誘導など、要支援者の避難を支援する方です。

避難支援者は、地域の避難支援等関係者に相談するなどし、要支援者の近隣にお住まいの方や同居の家族等を選んでください。

※ 災害時は、避難支援者も本人や家族の安全が前提であるため、要支援者の避難支援について法的な責任や義務を負うものではありません。

### 避難支援等関係者

要支援者が、避難支援者の選定など、個別避難計画の作成に支援が必要な場合、要支援者の相談にのるなどし、要支援者と一緒に個別避難計画の作成を行う方です。

民生委員や自主防災組織、町内会、地区社会福祉協議会、福祉事業所などが該当します。

## 3 それぞれの役割

### 徳島市

- 要支援者の名簿を作成・更新します。
- 要支援者情報（名簿）を平常時から地域へ提供するため、各地区と協定を締結します。
- 避難支援等関係者に平常時から要支援者情報を提供します。  
※ 本人から提供拒否の届出があったものを除く。
- 個別避難計画の作成を促進するため、要支援者や避難支援等関係者を支援します。

### 要支援者

- 避難支援者や避難方法などを平常時から決めておく個別避難計画を作成します。

### 避難支援者

- 災害時に可能な範囲で要支援者の避難支援を行います。

### 避難支援等関係者

- 地域のコーディネーターとして、要支援者と相談し、個別避難計画の作成を支援します。
- 個別避難計画を保管し、災害時には避難支援に活用します。

## 4 個別避難計画の記入

要支援者の状況に応じ、次のとおり個別避難計画に記入のうえ提出してください。

※ 記入できない箇所（空欄）があっても構いません。

- (1) 災害時の避難に「支援が必要な方」  
表と裏の両面に記入してください。
- (2) 福祉施設や病院へ「長期入所・入院している方」、災害時の避難に「支援が必要でない方」  
表面のみ記入してください。

## 5 個人情報の取扱い

個人情報については、行政及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援の目的（防災対策や安否確認等）以外には使用しません。

## 6 よくある質問

### 要支援者、個別避難計画

Q 個別避難計画の提出は必須か？

A 必須ではありませんが、災害時に地域で避難支援を受けるため、提出を検討してください。

Q 個別避難計画を提出すれば、必ず避難支援を受けることができるのか？

A 災害時は避難支援者も被災するため、必ず避難支援を受けることができるとは限りません。

Q 「本人以外の連絡先」には、誰を記入すればよいか？

A 計画の更新や災害に関する市からのお知らせ等の通知先となる方を記入してください。

Q 「避難先（避難場所、避難所）」の参考となる情報はないか？

A 徳島市ホームページから、最新の情報をご確認ください。



避難場所

避難所

Q 「避難を支援する人（避難支援者）」は複数必要か？

A 複数が望ましいですが、選定が困難な場合は、0～1人分で記入・提出してください。

### 避難支援者、避難支援等関係者

Q 避難支援者は、災害時にどのように行動すればよいか？

A まずは、本人・家族の安全を確保してください。そのうえで、津波警報が解除された後など災害の状況により、できる範囲で避難支援をお願いします

Q 避難支援等関係者は、計画の作成支援だけでなく、避難支援者になることも役割なのかな？

A 地域における計画作成の調整を主な役割としますが、避難支援者になることを否定するものではありません。ただし、1人で複数人の支援者になることは望ましくありません。

お問い合わせ先 **徳島市 健康福祉政策課**

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

Tel : 621-5562 Fax : 655-6560

E-mail : kenkofukushi\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp